

県内における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について

令和4年9月21日 9時現在

陽性者 (累積)	入院中	医療機関	軽症・中等症		宿泊療養施設 (無症状・軽症)	死亡	退院等
	入院予定を含む		入院予定を含む	無症状を含む			
158,401人	122人 (△36)	104人	102人	2人	18人	287人	153,584人
(+885)	自宅療養等 (無症状・軽症)	(△33)	(△33)		(△3)		(+948)
重複 (△1名)	4,408人 (△28)						

感染縮小期

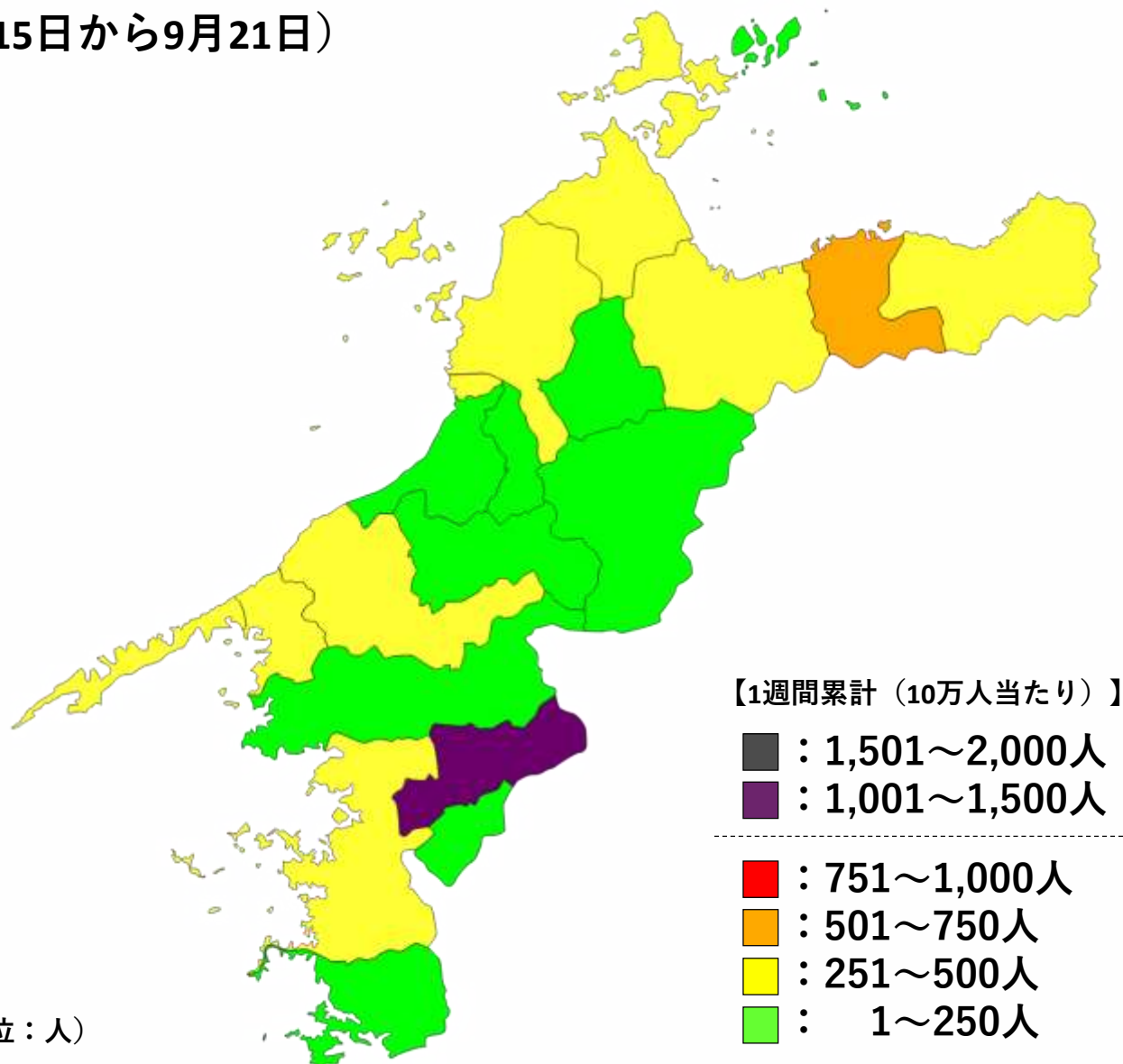
感染警戒期

感染警戒期
～特別警戒期間～

感染対策期

市町別陽性者の状況（9月15日から9月21日）

市町名	9/21 陽性者	9/15～9/21 10万人当たり 1週間累計
松山市	333	314.4
四国中央市	51	296.1
新居浜市	122	523.6
西条市	74	363.6
今治市	84	338.9
上島町	3	76.8
伊予市	12	196.4
東温市	14	247.8
久万高原町	1	67.5
松前町	20	340.9
砥部町	7	214.8
八幡浜市	23	397.0
大洲市	23	327.8
西予市	10	209.1
内子町	10	248.0
伊方町	4	452.5
宇和島市	49	351.7
松野町	1	54.4
鬼北町	39	1,043.2
愛南町	5	142.8
愛媛県	885	334.1

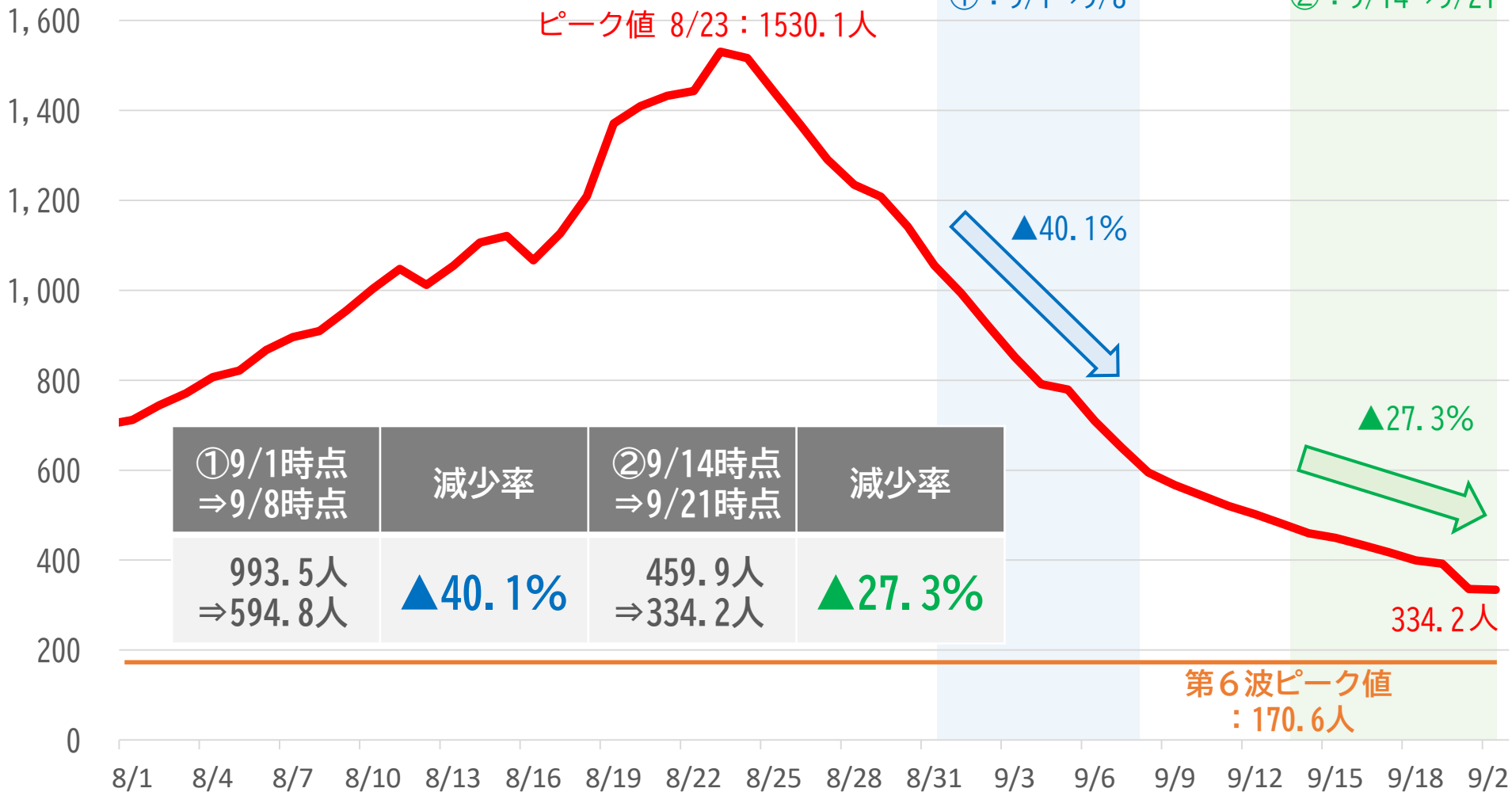


※愛媛県には県外在住者及び調査中を含む（単位：人）

8月以降の陽性者数の推移 (人口10万人あたり・1週間累計)

- 「医療危機宣言」発出以降(8/23)、県内の陽性者数は、減少傾向が続き、**現在は、ピーク時の4分の1以下まで低下**
- ただし、**直近1週間は、減少率が鈍化**

【陽性者数 (人)】



検査・療養の流れ（発生届の対象となる方）

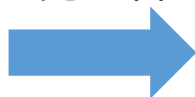
◇医療機関を受診・診断

【発生届対象の方】

- ①65歳以上の方
- ②入院を要する方
- ③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断した方
- ④妊娠している方

- 医療機関から陽性者に療養案内書を配付
- ・体調悪化時の連絡先
 - ・自宅療養する方への留意事項 等

発生届



◇保健所

- ・陽性者から症状、基礎疾患等の聞き取り
- ・療養方針調整

入院

宿泊療養施設

自宅療養

- ・保健所または医療機関が健康観察

体調悪化時

【愛媛県自宅療養者医療相談センター】

- ・24時間対応で看護師による電話相談、必要に応じて医師がオンライン診療
- ・対面診療が必要な場合や緊急性が高い場合は、保健所に連絡（保健所が受診・入院を調整）

※診断を受けた医療機関が再診可能な場合は、医療機関に連絡し、受診

検査・療養の流れ（発生届の対象とならない方）

◇医療機関を受診・診断
【発生届対象外の方】

◇自己検査・無料検査で陽性
【軽症または無症状の方】

◇愛媛県陽性者登録センターに登録

○登録センターから自宅療養中の留意事項に関するメールを送信
・体調悪化時の連絡先
・自宅療養する方への留意事項 等

○医療機関から陽性者に療養案内書を配付
・体調悪化時の連絡先
・自宅療養する方への留意事項 等

保健所からの連絡なし

自宅療養
・セルフチェック

県外在住者など自宅での療養が難しい方

専用Webフォームから申請

体調悪化時

保健所等において必要性を確認

宿泊療養施設

【愛媛県自宅療養者医療相談センター】

- ・24時間対応で看護師による電話相談、必要に応じて医師がオンライン診療
- ・対面診療が必要な場合や緊急性が高い場合は、保健所に連絡（保健所が受診・入院を調整）

※診断を受けた医療機関が再診可能な場合は、医療機関に連絡し、受診

重要 新型コロナウイルス感染症と診断された方へのご案内

様 診断日 令和 年 月 日
 医療機関名 発症日 令和 年 月 日
(無症状の場合は検体採取日)

医療機関から保健所への届出(発生届)の対象となる方は、次の①～④のとおりです。

- ① 65歳以上の方 ② 入院を要する方 ③ 妊娠している方
- ④ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する方

あなたは、①～④に該当します。医療機関から保健所への届出を受けた後、療養方法等について保健所から電話またはSMS(ショートメール)で連絡しますので、お待ちください。

あなたは、①～④に該当せず、保健所からの連絡はありません。本チラシの内容をご確認のうえ、所定の期間自宅療養をお願いします。(医療機関を受診する場合には、本チラシを持参ください。チラシの提示がない場合、公費負担の対象とならず窓口で医療費を請求される場合があります)

なお、療養中に体調が悪化した際は → 自宅療養者医療相談センターにご連絡ください。
 当院までご連絡ください。(診療時間内で対応します)

太枠内は医療機関でご記入ください。

○自宅療養中に体調が悪化したときは

「自宅療養者医療相談センター(24時間対応)」にご連絡ください
(連絡先電話番号)

※医療相談以外の一般的なお問い合わせは一般相談窓口(089-909-3468)まで(24時間対応)



<療養中の留意事項>

- ・新型コロナウイルス感染症の症状としては、発熱・のどの痛み・鼻水・咳・全身のだるさなどが現れますが、そのほとんどが2～4日で軽くなります。
- ・高熱が続く、水分がとれない、急に息苦しくなるなど、療養期間中に体調が悪化した場合は、自宅療養者医療相談センター又はかかりつけ医までご連絡ください。

療養期間について

- ・療養先は、原則「自宅療養」となります。療養中は外出せず、自宅でお過ごしください。
- ・毎日2回(朝・晩)、セルフチェックによる健康観察(体温測定)をお願いします。
- ・療養期間については、下表をご確認ください。

(例)10月1日に発症した方の療養終了日は10月8日です。10月8日に熱等がある場合は、復帰せず療養を続けてください。

月日 (発症日以降の日付を記入)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
日数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
有症状者 	発症日	発症日から7日間が経過し、かつ症状が軽快※した後24時間経過した場合 8日目から療養解除						療養終了日	療養解除(外出可)	10日間が経過するまでは体調管理やマスク着用など感染予防行動の徹底を			
入院中の方 高齢者施設入所者	発症日	(発症日から7日間経過の時点で入院中・入所中の方のみ) 発症日から10日間が経過し、かつ症状が軽快※した後72時間経過した場合、11日目から療養解除									療養終了日	療養解除(外出可)	
無症状者 	検体採取日	検査のための検体を採取した日から7日間を経過した場合は、8日目に療養解除						療養終了日	療養解除(外出可)				
	検体採取日	5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は6日目に療養解除				療養終了日	療養解除(外出可)	7日間が経過するまでは体調管理やマスク着用など感染予防行動の徹底を					

※「症状軽快」とは、解熱剤を使用せず解熱しており、呼吸器症状が改善傾向にある場合を指します。

- 療養解除にあたっては、保健所への連絡・確認は不要です。
- また、療養を終了する際に、PCR検査等による陰性確認は不要です。(保健所では行っておりません)
- 職場等での勤務再開にあたっては、職場等に陰性証明書を提出する必要はありません。



愛媛県ホームページ

愛媛県 自宅療養



<https://www.pref.ehime.jp/h25500/coronajitaku/coronajitaku.html>

※松山市にお住まいの方は、松山市保健所ホームページをご確認ください。→

食料・日用品の調達について

- 食料や日用品の調達については、家族や友人、会社の同僚などに依頼したり、ネットスーパーを利用したりするなど、ご自身で調達・確保をお願いします。
- **症状軽快後24時間経過した方又は無症状の方**は、マスクの着用、公共交通機関を使用しないなど**感染予防行動を前提に、食料品の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えありません。**詳しくは県ホームページをご確認ください。

濃厚接触者について

- **同居者は濃厚接触者となります**ので、待機期間中の不要不急の外出は控えてください。
- 生活必需品の購入など必要最小限の外出を行う場合は、マスクを着用し、人との接触をできる限り避けて短時間でお済ませください。
- 濃厚接触者の待機期間は、陽性者と最終接触した日から5日間（6日目解除）です。ただし、2日目及び3日目の抗原検査（自己検査）で陰性の場合は、3日目から解除が可能です。
- 保健所では、同居者が濃厚接触者となった場合の検査は実施しておりません。発熱や咳、のどの痛みなど風邪のような症状が出た場合は、かかりつけ医に**事前に連絡し、受診**してください。（受診先が分からない場合は [受診相談センター\(089-909-3483\)](tel:089-909-3483) まで）

療養中の注意事項について（感染拡大防止のために）

- ご家族の方と部屋を分け、陽性者ご本人専用の個室を用意しましょう。タオルやシーツ、食器などの身の回りのものは本人専用とし、同居の方との共用は避けてください。
- 30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にして換気をしましょう。
- マスクを正しく着用し、こまめに石けんで手洗い、アルコール消毒をしましょう。
- 共用部分（部屋のドアノブ等）は、アルコールか薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤（濃度0.05%）で拭いた後、必ず水拭きをしましょう。洗面所やトイレなどを共用する場合は、住居用洗剤での清掃と換気を行い、お風呂の順番はご本人が最後にしましょう。
- 衣類やリネン等は一般的な家庭用洗剤で洗濯し、しっかりと乾かしましょう。
- ごみを捨てる際には、「ごみに直接触れない」、「ごみ袋はしっかりしばって密閉する」、「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。

自宅での療養が難しい方について

医師の診察で入院の必要がないと判断された方は原則自宅療養をお願いしていますが、自宅が遠方で戻れない、重症化リスクの高い疾患で療養中の同居家族との接触を避けることができないなど、ご自宅での療養が難しい方は、こちらのリンク先から登録フォームに入力のうえ、保健所までご連絡ください。（保健所の連絡先は、リンク先でお知らせします。）



<https://www.pref.ehime.jp/h25500/coronajitaku/coronajitaku.html#a1>

療養証明書について

- 発生届の対象とならない方については、保健所で療養証明書を発行することはできません。
- 検査機関が発行する陽性検査通知書や、医療機関が発行する診療明細書等で療養証明に代えることが可能です。詳しくは、証明書の提出を求める事業所等にご確認ください。